

保発0918第7号  
令和元年9月18日

都道府県知事  
地方厚生（支）局長 } 殿

厚生労働省保険局長  
（公印省略）

「治療用装具の療養費支給基準について」の一部改正について

治療用装具の療養費支給基準については、「治療用装具の療養費支給基準について」（昭和36年7月24日保発第54号。以下「通知」という。）により取り扱われているところであるが、今般、通知の1により療養費として支給する額の基準とされている「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第528号）の一部が、令和元年厚生労働省告示第100号により改正され、令和元年10月1日より適用されることから、通知の一部を下記のとおり改正し、同日より適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

1を次のように改める。

療養費として支給する額については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第25項及び第76条第2項の規定に基づく「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第528号）別表1購入基準中に定められた装具の価格の100分の106に相当する額を基準として算定する。

○「治療用装具の療養費支給基準について」新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新	旧
<p>1. 療養費として支給する額については、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成 17 年法律第 123 号）<u>第 5 条第 25 項</u>及び第 76 条第 2 項の規定に基づく「<u>補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準</u>」（平成 18 年厚生労働省告示第 528 号）別表 1 購入基準中に定められた装具の価格の <u>100 分の 106</u> に相当する額を基準として算定する。</p>	<p>1. 療養費として支給する額については、<u>障害者総合支援法</u>（平成 17 年法律第 123 号）<u>第 5 条第 23 項</u>及び第 76 条第 2 項の規定に基づく補装具の種目、<u>購入又は修理</u>に要する費用の額の算定等に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 528 号）別表 1 購入基準中に定められた装具の価格の <u>100 分の 104.8</u> に相当する額を基準として算定する。</p>